

岩手県監査委員告示第27号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和3年岩手県監査委員告示第9号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月11日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
岩手県監査委員 神 崎 浩 之
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立盛岡第一高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年1月7日

イ 本監査実施日 令和3年2月19日

（3） 監査結果の公表の日 令和3年3月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
学校徴収金の取扱いに当たり、予算編成及び決算監査が行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	当該学校徴収金は精算のうえ、令和2年度で廃止することとした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立花巻北高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和2年12月9日

イ 本監査実施日 令和3年1月18日

（3） 監査結果の公表の日 令和3年3月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託料の執行に当たり、執行管理体制に不適切なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	職員間で業務の処理状況の見える化を行うとともに、業務執行体制を再構築し、再発防止に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 岩手県立前沢明峰支援学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和2年11月17日

イ 本監査実施日 令和3年1月12日

（3） 監査結果の公表の日 令和3年3月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
団体徴収金の取扱いに当たり、決算監査が行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	当該団体徴収金の監査を令和2年11月24日及び25日に実施した。 今後は、管理職と担当者が情報共有及び状況確認できる体制を構築し、再発防止に努めることとした。